北海道災害時応援・受援マニュアル（本　編）新旧対照表

頁	旧（平成３０年２月）	新（令和３年２月）	備　考
表紙	北海道災害時 応援・受援マニュアル 平成３０年２月 北海道	北海道災害時 応援・受援マニュアル 令和３年２月 北海道	

北海道災害時応援・受援マニュアル（本　編）新旧対照表

頁	旧（平成３０年２月）	新（令和３年２月）	備　考
	目　　次	目　　次	
目次	第１編　総則・・・・・・・・・・・・1	第１編　総則・・・・・・・・・・・・1	
	第２編　道内応援・受援編・・・・・・・・2	第２編　道内応援・受援編・・・・・・・・2	
	第１章　北海道災害対策本部における応援・受援体制（応援・受援班）・・・・・・2－　1	第１章　北海道災害対策本部における応援・受援体制（応援受援・輸送調達班）・・・・・・2－　1	
	第２章　道職員の道内市町村への派遣・・・・・・2－　3	第２章　道職員の道内市町村への派遣・・・・・・2－　3	
	第３章　道内市町村間の職員派遣の調整・・・・・・2－　6	第３章　道内市町村間の職員派遣の調整・・・・・・2－　6	
	第４章　都府県からの応援の受入れ・・・・・・2－　9	第４章　都府県からの応援の受入れ・・・・・・2－　9	
	第５章　災害ボランティアの受入れ・・・・・・2－１４	第５章　災害ボランティアの受入れ・・・・・・2－１４	
	第６章　支援物資の受入れ・輸送・・・・・・2－１６	第６章　支援物資等の受入れ・輸送・・・・・・2－１６	
	第３編　北海道防災共通地図編・・・・・・・・3	第３編　北海道防災共通地図編・・・・・・・・3	
	第４編　資料編・・・・・・・・4	第４編　資料編・・・・・・・・4	
	災害時における市町村支援職員の派遣に関する要領・・・・・・4－　1	災害時における市町村支援職員の派遣に関する要領・・・・・・4－　1	
	派遣可能な職員リスト（例）・・・・・・4－　4	派遣可能な職員リスト（例）・・・・・・4－　4	
	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定・・・・・・4－　5	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定・・・・・・4－　5	
	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目・・・・・・4－　9	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目・・・・・・4－　9	
	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定・・・・・・4－１２	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定・・・・・・4－１２	
	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目（災害関係）・・・・・・4－１８	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目・・・・・・4－１７	
	大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定・・・・・・4－２２	大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定・・・・・・4－２０	
	大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定実施細目・・・・・・4－２６	大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定実施細目・・・・・・4－２４	
	大規模災害時等の北海道・東北８道県広域応援ガイドライン・・・・・・4－３１	大規模災害時等の北海道・東北８道県広域応援ガイドライン・・・・・・4－２９	
	（様式例）支援物資管理台帳・・・・・・4－４３	応急対策職員派遣制度に関する要綱・・・・・・4－４１	
	（様式例）支援物資輸送出荷連絡票・・・・・・4－４８	応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル<第３版>・・・・・・4－７８	
		市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き・・・・・・4－ 114	
		被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について・・・・・・4－ 172	
		（様式例）支援物資管理台帳・・・・・・4－ 176	
		（様式例）支援物資輸送出荷連絡票・・・・・・4－ 181	

北海道災害時応援・受援マニュアル（本　編）新旧対照表

頁	旧（平成３０年２月）	新（令和３年２月）	備　考
2-1	**第２編　道内応援・受援編** **第１章　北海道災害対策本部における応援・受援体制（応援・受援班）** １　基本方針 道内において、大規模災害が発生した場合に、道内自治体をはじめ国や都府県からの応援の受入や道内被災市町村への職員派遣、支援物資の輸送等を円滑に行うため、北海道災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、北海道災害対策本部運営規程（昭和38年北海道災害対策本部長決定）第７条に基づき北海道災害対策本部（以下「本部」）に設置する災害対策本部指揮室（以下「指揮室」という。）に応援・受援班を設置する。 ＜災害対策本部組織図＞ 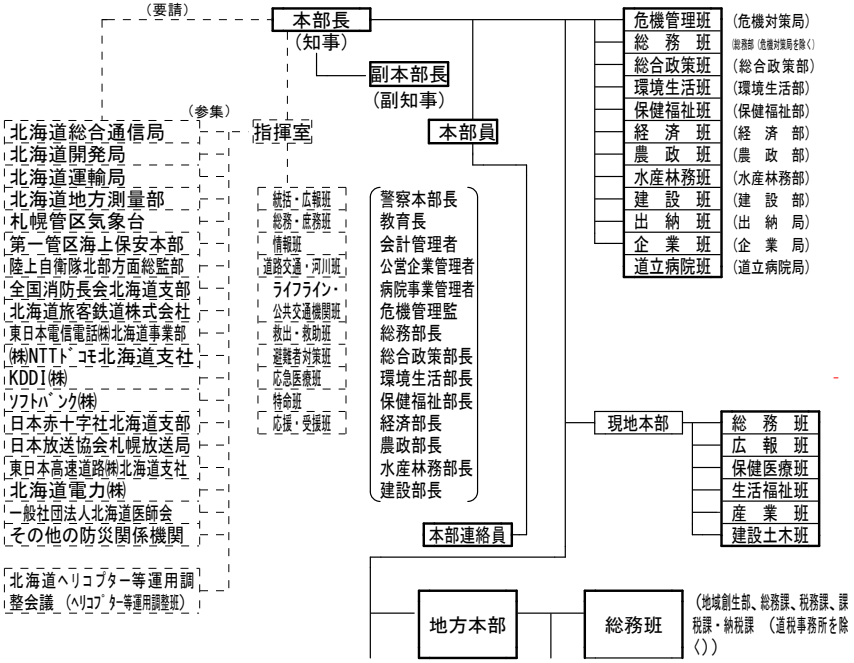 （略）	**第２編　道内応援・受援編** **第１章　北海道災害対策本部における応援・受援体制（応援受援・輸送調達班）** １　基本方針 道内において、大規模災害が発生した場合に、道内自治体をはじめ国や都府県からの応援の受入や道内被災市町村への職員派遣、支援物資の輸送等を円滑に行うため、北海道災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、北海道災害対策本部運営規程（昭和38年北海道災害対策本部長決定）第７条に基づき北海道災害対策本部（以下「本部」）に設置する災害対策本部指揮室（以下「指揮室」という。）に応援受援・輸送調達班を設置する。 ＜災害対策本部組織図＞ 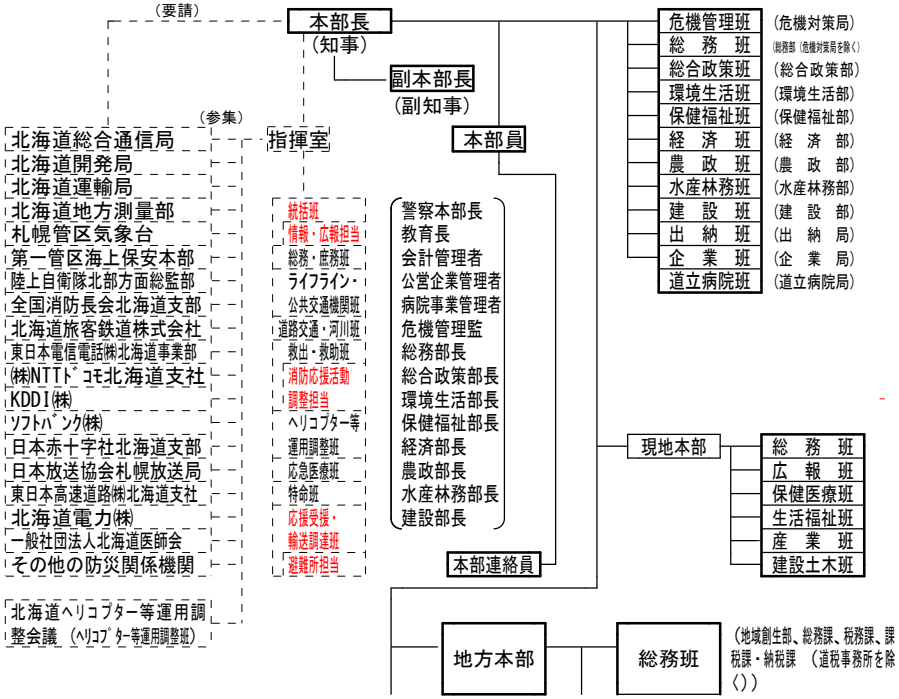 （略）	・「北海道災害対策本部運営要領」改正（指揮室構成の変更）による修正

北海道災害時応援・受援マニュアル（本　編）新旧対照表

頁	旧（平成３０年２月）	新（令和３年２月）	備　考
2-2	**２　応援・受援班の組織** （１）　応援・受援班に班長及び班員を置く。 （２）　班長は、主幹級以上の職員をもって充てる。 （３）　班員は、５名とする。 （４）　必要に応じて、本部各班（各部局）からの要員により、班員を増員する。 **＜応援・受援班組織図＞** 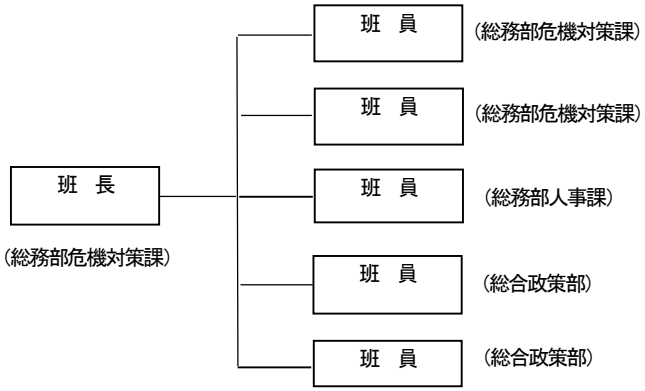 **３　応援・受援班の担当業務** 応援・受援班の担当業務は、次のとおりとする。 （１）　道内における応援に関すること ア　災害応急対策に係る人的応援の道内被災市町村からの要請の受付 イ　応援の要請のあった業務に係る担当部との調整 ウ　道内被災市町村への人的応援に係る調整 （２）　受援に関すること ア　全国の都府県への人的応援の要請 イ　人的応援に係る都府県からの申し出の受付 ウ　申し出のあった人的応援に係る担当部との調整 （３）　支援物資（食糧、水、生活必需品等）の輸送に関すること。 ア　支援物資の輸送に係る関係機関との連絡調整 **４　応援・受援班の廃止** 本部長は、災害応急対策がおおむね完了したとき、若しくは対応状況に応じて応援・受援班を廃止する。ただし、応援・受援班の設置を継続する必要があると認められる事情がある場合は、この限りでない。 **５　（略）**	**２　応援受援・輸送調達班の組織** （１）　応援受援・輸送調達班に班長及び班員を置く。 （２）　班長は、課長補佐・主幹級以上の職員をもって充てる。 （３）　班員は、１１名とする。 （４）　必要に応じて、本部各班（各部局）からの要員により、班員を増員する。 **＜応援受援・輸送調達班組織図＞** 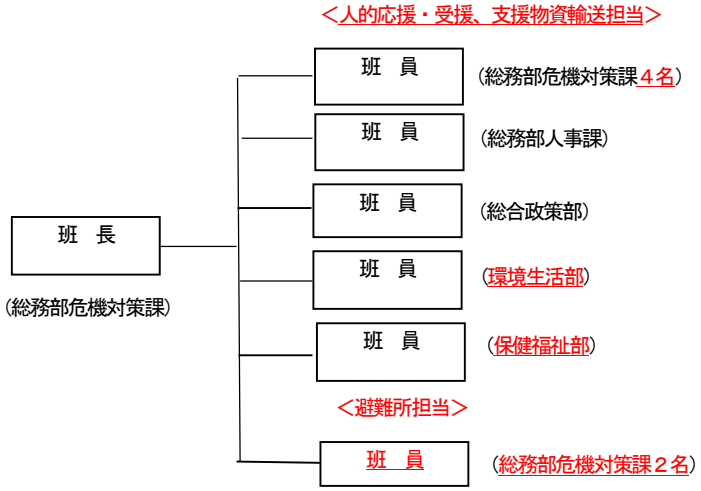 **３　応援受援・輸送調達班の担当業務** 応援受援・輸送調達班の担当業務は、次のとおりとする。 （１）人的応援に関すること ア　道内における応援に関すること （ア）災害応急対策に係る人的応援の道内被災市町村からの要請の受付 （イ）応援の要請のあった業務に係る担当部との調整 （ウ）道内被災市町村への人的応援に係る調整 イ　受援に関すること （ア）全国の都府県への人的応援の要請 （イ）人的応援に係る都府県からの申し出の受付 （ウ）申し出のあった人的応援に係る担当部との調整 （２）　支援物資（食糧、水、生活必需品等）の輸送に関すること。 ア　支援物資の輸送に係る関係機関との連絡調整 （３）　避難所に係る諸対策に関すること ア　避難に係る調整及び避難所運営に関する調整等 **４　応援受援・輸送調達班の廃止** 本部長は、災害応急対策がおおむね完了したとき、若しくは対応状況に応じて応援受援・輸送調達班を廃止する。ただし、応援受援・輸送調達班の設置を継続する必要があると認められる事情がある場合は、この限りでない。 **５　（略）**	・「北海道災害対策本部運営要領」改正（指揮室構成の変更）による修正 ・班名の変更による修正

北海道災害時応援・受援マニュアル（本　編）新旧対照表

頁	旧（平成３０年２月）	新（令和３年２月）	備　考
2-3			・班名の変更による修正 ・括弧の追記 ・表現の適正化のため削除 ・応援受援・輸送調達班が行う業務と担当部が調整を行う業務に修正 ・胆振東部地震等の派遣実績による業務の追記 ・機構改正による担当課の修正

旧（平成３０年２月）

第２章　道職員の道内市町村への派遣

１　基本方針

（１）　（略）

（２）　災害応急対策に係る人的応援の道内の被災市町村からの要請の受付は、他で取扱いが定まっているものを除き、応援・受援班が担当し、道応援職員の派遣に係る必要な調整を行う。

（３）　（略）

２　「災害時における市町村支援職員の派遣に関する要領」に基づく道応援職員の派遣

「災害時における市町村支援職員の派遣に関する要領」参照（第４編　資料編　4-1頁）

３　災害時における市町村支援職員の派遣に関する要領に基づかない道応援職員の派遣

２による派遣のほか、次により派遣する。

（１）想定される業務

大規模災害発生直後に、道応援職員が担うと想定される主な業務並びに担当部及び担当課等は、次のとおりである。

	業　務	担当部	担当課等
1	市町村の災害対策本部の支援業務に関すること。	総務部	危機対策課
2	避難所の運営等の応援に関すること。		危機対策課
3	災害時の給水計画に関すること。	環境生活部	環境政策課
4	水道施設の復旧に関すること。		環境政策課
5	災害廃棄物の処理に関すること。		循環型社会推進課
6	家庭動物の収容調整に関すること。		生物多様性保全課
7	福祉避難所の運営等の応援に関すること。	保健福祉部	総務課
8	被災者に対する健康管理（保健指導及び栄養指導等）に関すること。		総務課
9	エネルギー関係の被害状況の把握及び連絡調整に関すること。	経済部	環境・エネルギー室
10	農地・農業用施設災害復旧事業に関すること。	農政部	農村整備課
11	公共土木施設の災害応急対策に関すること。	建設部	維持管理防災課
12	被災宅地の危険度判定に関すること。		都市計画課
13	建築物の応急危険度判定活動に関すること。		建築指導課
14	選挙事務支援に関すること。	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局

新（令和３年２月）

第２章　道職員の道内市町村への派遣

１　基本方針

（１）　（略）

（２）　災害応急対策に係る人的応援の道内の被災市町村からの要請の受付は、他で取扱いが定まっているものを除き、応援受援・輸送調達班が担当し、道応援職員の派遣に係る必要な調整を行う。

（３）　（略）

２　「災害時における市町村支援職員の派遣に関する要領」に基づく道応援職員の派遣

「災害時における市町村支援職員の派遣に関する要領」参照（第４編　資料編　4-1頁）

３　「災害時における市町村支援職員の派遣に関する要領」に基づかない道応援職員の派遣

（１）想定される業務

大規模災害発生直後に、道応援職員が担うと想定される主な業務並びに担当部及び担当課等は、次のとおりである。

＜応援受援・輸送調達班が調整を行う業務＞

	業　務	担当部	担当課等
1	市町村の災害対策本部の支援業務に関すること。	総務部	危機対策課
2	避難所の運営等の応援に関すること。		危機対策課
3	罹災証明発行に関すること（住家被害認定調査を含む）。		危機対策課
4	派遣に係る庁内調整に関すること。		人事課
5	外国人への支援に関すること。	総合政策部	国際課
6	災害時の給水計画に関すること。	環境生活部	環境政策課
7	水道施設の復旧に関すること。		環境政策課
8	災害廃棄物の処理に関すること。		循環型社会推進課
9	家庭動物の収容調整に関すること。		自然環境課
10	福祉避難所の運営等の応援に関すること。	保健福祉部	総務課
11	エネルギー関係の被害状況の把握及び連絡調整に関すること。	経済部	環境・エネルギー課
12	農地・農業用施設災害復旧事業に関すること。	農政部	農村整備課
13	個人養殖施設復旧対策に関すること。	水産林務部	水産振興課
14	放流用種苗の確保及び種苗生産施設復旧対策に関すること。		
15	林業用施設（林道・林業専用道）の復旧対策に関すること。		森林整備課
16	公共土木施設の災害応急対策に関すること。	建設部	維持管理防災課
17	選挙事務支援に関すること。	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局

北海道災害時応援・受援マニュアル（本　編）新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>旧（平成３０年２月）</th><th>新（令和３年２月）</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>2-4</td><td>

（２）　応援・受援班が調整を行う業務（（１）の表１～７、9～11及び14）

ア　被災市町村からの人的応援の要請については、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」に基づき、総合振興局・振興局地域創生部地域政策課を通じ、応援・受援班が受け付ける。

イ　応援・受援班がアの要請を受け付けたときは、指揮室副室長は、当該要請に係る業務を所管する担当部の長に対し、意見照会を行う。

ウ　担当部の長は、イの照会を受けたときは担当課等に状況の確認等を行い、意見を指揮室副室長に回答する。

エ　ウの回答内容を踏まえ、指揮室長は職員の派遣の可否等を決定し、応援・受援班は派遣者の調整を行うとともに、総合振興局・振興局地域創生部地域政策課を通じ、人的応援の要請を行った道内の被災市町村に文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。

〈基本フロー図〉

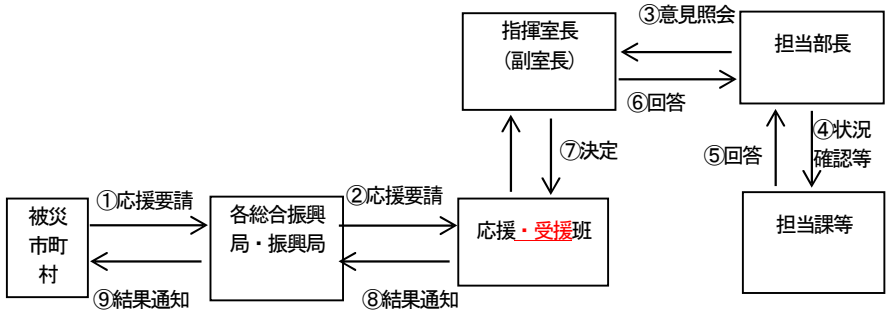

（３）　担当部が調整を行う業務（（１）の表８、12及び13）

人的応援の要請については、担当部において、別途定める要綱等に基づき、職員の派遣に係る調整を行う。

（４）　（略）

</td><td>

＜担当部が調整を行う業務＞

	業　務	担当部	担当課等
1	被災者に対する健康管理（保健指導及び栄養指導等）に関すること。	保健福祉部	総務課
2	被災宅地の危険度判定に関すること。	建設部	都市計画課
3	建築物の応急危険度判定活動に関すること。		建築指導課

（２）　応援受援・輸送調達班が調整を行う業務

ア　被災市町村からの人的応援の要請については、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」に基づき、総合振興局・振興局地域創生部地域政策課を通じ、応援受援・輸送調達班が受け付ける。

イ　応援受援・輸送調達班がアの要請を受け付けたときは、指揮室副室長は、当該要請に係る業務を所管する担当部長に対し、意見照会を行う。

ウ　担当部長は、イの照会を受けたときは担当課等に状況の確認等を行い、意見を指揮室副室長に回答する。

エ　ウの回答内容を踏まえ、指揮室長は職員の派遣の可否等を決定し、応援受援・輸送調達班は派遣者の調整を行うとともに、総合振興局・振興局地域創生部地域政策課を通じ、人的応援の要請を行った道内の被災市町村に文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。

〈基本フロー図〉

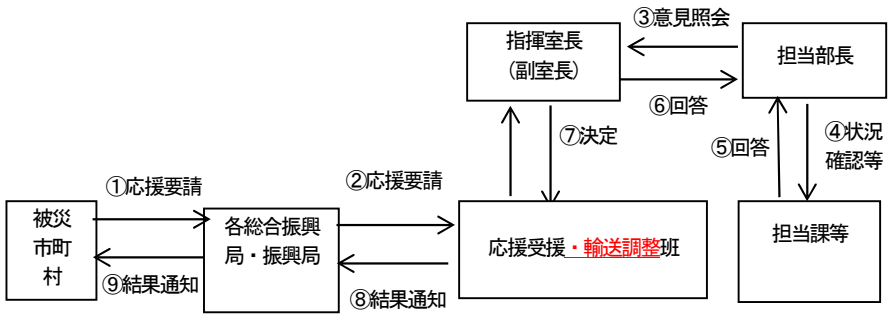

（３）　担当部が調整を行う業務

人的応援の要請については、担当部において、別途定める要綱等に基づき、職員の派遣に係る調整を行う。

（４）（略）

</td><td>

・応援受援・輸送調達班が行う業務と担当部が調整を行う業務に修正

・班名の変更による修正

・字句修正

・班名の変更による修正

・班名の変更による修正

</td></tr>
</table>

北海道災害時応援・受援マニュアル（本　編）新旧対照表

頁	旧（平成３０年２月）	新（令和３年２月）	備　考
2−5	**４　道応援職員の心得** 道応援職員は、被災地で活動するに当たり、次のことに留意する。 （１）　道応援職員は、被災地の負担とならないよう、自己完結型で活動すること。 （２）　（略） （３）　道応援職員の所属長は、災害の状況、活動期間等に応じ、携行する当座の食料、被服、事務用品等を確保すること。この場合において、想定される携行品は、概ね次のとおりである。 車両等の移動手段、寝袋、毛布、防寒着、ヘルメット、食料、飲料水、デジタルカメラ、ラジオ、衛星携帯電話、パソコン、用紙、筆記用具、マスク、救急セット、懐中電灯、被災地の地図等 （４）　道応援職員を派遣する所属長は、あらかじめ活動に必要な宿泊場所（避難所等を含む。以下この章において同じ。）を確保すること。	**４　道応援職員の心得** 道応援職員は、被災地で活動するに当たり、次のことに留意する。 （１）道応援職員は、被災地の負担とならないよう、自己完結型で活動すること。 （２）　（略） （３）道応援職員の所属長は、災害の状況、活動期間等に応じ、携行する当座の食料、被服、事務用品等を確保すること。この場合において、想定される携行品は、概ね次のとおりである。 車両等の移動手段、寝袋、毛布、防寒着、ヘルメット、食料、飲料水、デジタルカメラ、ラジオ、衛星携帯電話、パソコン、用紙、筆記用具、マスク、消毒液、救急セット、懐中電灯、被災地の地図等 （４）　応援受援・輸送調達班は、道との応援協定を締結している事業者等から、携帯電話、パソコン、タブレット、ルーター等、応援職員が派遣先で必要となるものの確保に努める。 （５）　道応援職員を派遣する所属長は、あらかじめ活動に必要な宿泊場所（避難所等を含む。以下この章において同じ。）を確保すること。 （６）　新型コロナウイルスなど感染症の発生が懸念される状況下での道応援職員の派遣に当たっては、派遣前の検温、被災地での定期的な検温を実施する等、健康管理を徹底する。また、派遣中は、定期的な手洗い・うがい、咳エチケット、マスク着用等の基本的な感染防止策を講ずる。	・コロナ感染症拡大防止のため消毒液を追記 ・必要な資機材の確保について追記 ・新型コロナウイルス感染症対策について追記
	５　応援体制の整備 応援・受援班は、必要に応じ道応援職員の宿泊場所及び駐車場をあっせんし、並びに活動に必要な物品等を供与するよう、被災市町村又は当該市町村を所管する総合振興局・振興局地域創生部地域政策課に依頼する。	**５　応援体制の整備** 応援受援・輸送調達班は、必要に応じ道応援職員の宿泊場所及び駐車場をあっせんし、並びに活動に必要な物品等を供与するよう、被災市町村又は当該市町村を所管する総合振興局・振興局地域創生部地域政策課に依頼する。	・班名の変更による修正
2−6	**第３章　道内市町村間の職員派遣の調整** **１　基本方針** （１）　（略） （２）　人的応援の複数市町村からの要請や、被災市町村への道内市町村からの申し出の受付及び必要な調整は、応援・受援班が担当する。 **２　被災市町村からの応援の要請に基づく市町村応援職員の派遣** （１）被災市町村からの当該振興局内の市町村への応援の要請 ア　～　エ（略） オ　総合振興局・振興局地域創生部地域政策課は、経過について応援・受援班へ連絡する。 **〈フロー図〉** 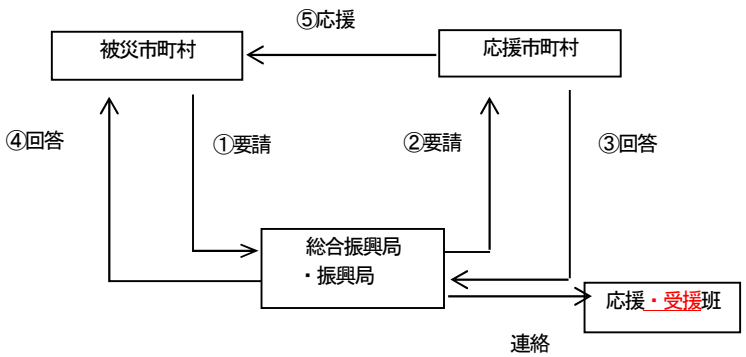 	**第３章　道内市町村間の職員派遣の調整** **１　基本方針** （１）　（略） （２）　人的応援の複数市町村からの要請や、被災市町村への道内市町村からの申し出の受付及び必要な調整は、応援受援・輸送調達班が担当する。 **２　被災市町村からの応援の要請に基づく市町村応援職員の派遣** （１）被災市町村からの当該振興局内の市町村への応援の要請 ア　～　エ（略） オ　総合振興局・振興局地域創生部地域政策課は、経過について応援受援・輸送調達班へ連絡する。 **〈フロー図〉** 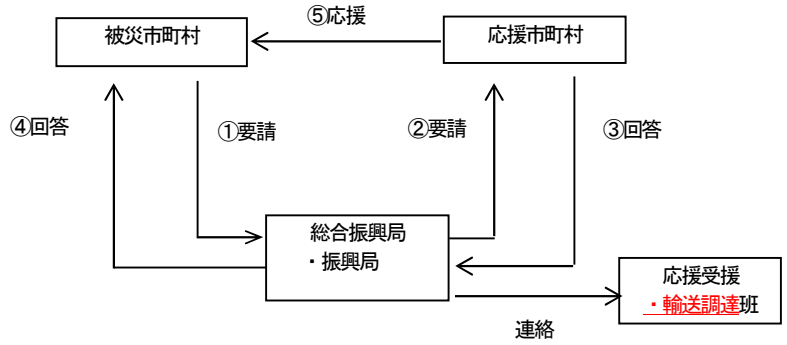 	・班名の変更による修正

北海道災害時応援・受援マニュアル（本　編）新旧対照表

頁	旧（平成３０年２月）	新（令和３年２月）	備　考
2－6	（2）被災市町村による他の振興局の市町村への応援の要請 ア　道内の被災市町村が、他の総合振興局・振興局の市町村に対して行う応援の要請は、総合振興局・振興局地域創生部地域政策課及び応援・受援班を経由して行う。 イ　（略） ウ　応援・受援班は、市町村間の応援の円滑な実施を図るため、必要に応じ総合振興局・振興局間の総合調整を行う。 エ　アの要請を受けた市町村は、応援の可否について、総合振興局・振興局地域創生部地域政策課及び応援・受援班を経由し、回答する。 オ　総合振興局・振興局地域創生部地域政策課を経由するいとまがない場合等は、直接市町村間または応援・受援班を経由して応援要請及び応援の可否について回答を行うものとし、事後に総合振興局・振興局地域創生部地域政策課にその旨連絡するものとする。 〈フロー図〉 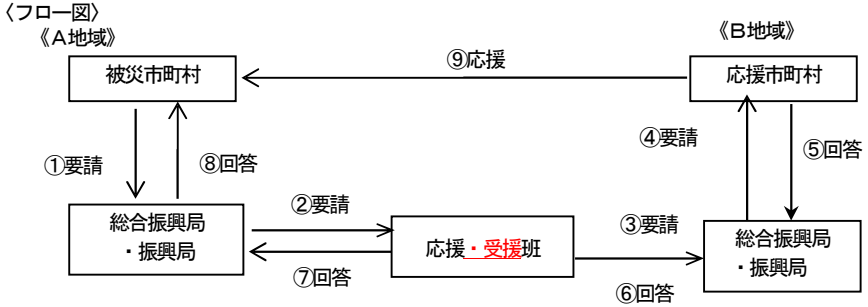 	（2）被災市町村による他の振興局の市町村への応援の要請 ア　道内の被災市町村が、他の総合振興局・振興局の市町村に対して行う応援の要請は、総合振興局・振興局地域創生部地域政策課及び応援受援・輸送調達班を経由して行う。 イ　（略） ウ　応援受援・輸送調達班は、市町村間の応援の円滑な実施を図るため、必要に応じ総合振興局・振興局間の総合調整を行う。 エ　アの要請を受けた市町村は、応援の可否について、総合振興局・振興局地域創生部地域政策課及び応援受援・輸送調達班を経由し、回答する。 オ　総合振興局・振興局地域創生部地域政策課を経由するいとまがない場合等は、直接市町村間または応援受援・輸送調達班を経由して応援要請及び応援の可否について回答を行うものとし、事後に総合振興局・振興局地域創生部地域政策課にその旨連絡するものとする。 〈フロー図〉 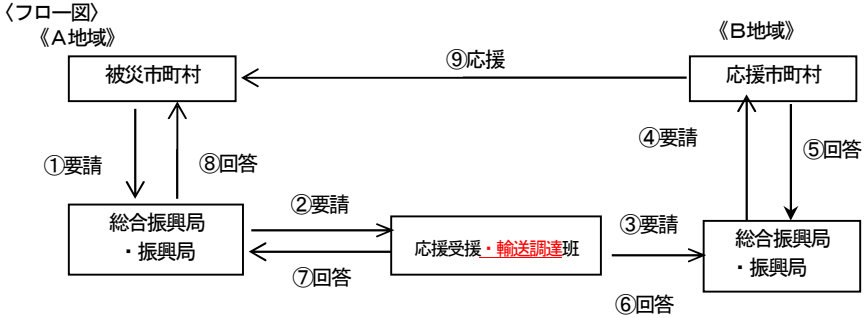 	・班名の変更による修正
2－7	3　道内市町村からの応援の申し出の受入れ （1）　道内市町村から、道内被災市町村への応援の申し出が道に対して行われた場合は、応援・受援班が受け付ける。 （2）　応援・受援班が（1）の申し出を受け付けたときは、必要に応じて総合振興局・振興局地域創生部地域政策課を通じ被災地の状況確認を行い、確認結果を申し出のあった市町村に報告する。 〈フロー図〉 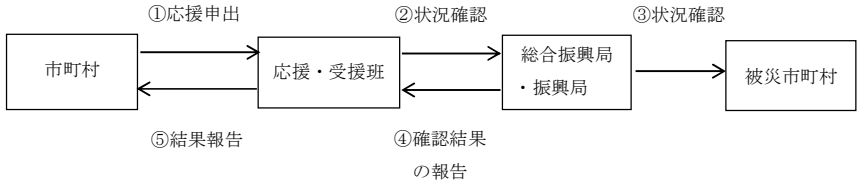 	3　道内市町村からの応援の申し出の受入れ （1）　道内市町村から、道内被災市町村への応援の申し出が道に対して行われた場合は、応援受援・輸送調達班が受け付ける。 （2）　応援受援・輸送調達班が（1）の申し出を受け付けたときは、必要に応じて総合振興局・振興局地域創生部地域政策課を通じ被災地の状況確認を行い、確認結果を申し出のあった市町村に報告する。 〈フロー図〉 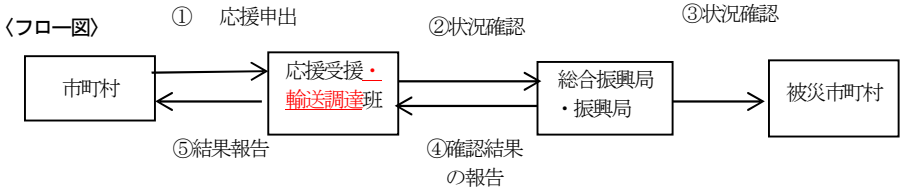 	・班名の変更による修正
	4　市町村応援職員への要請 （1）指揮室長は、職員を派遣する市町村に対し、次に掲げる事項に配慮するよう要請する。 ア～イ（略） ウ　市町村応援職員は、災害の状況、活動期間等に応じ、当座の食料、被服、事務用品等を携行するよう努めること。この場合において、想定される携行品は、概ね次のとおりである。 車両等の移動手段、寝袋、毛布、防寒着、ヘルメット、食料、飲料水、デジタルカメラ、ラジオ、衛星携帯電話、パソコン、用紙、筆記用具、マスク、救急セット、懐中電灯、被災地の地図等	4　市町村応援職員への要請 （1）指揮室長は、職員を派遣する市町村に対し、次に掲げる事項に配慮するよう要請する。 ア～イ（略） ウ　市町村応援職員は、災害の状況、活動期間等に応じ、当座の食料、被服、事務用品等を携行するよう努めること。この場合において、想定される携行品は、概ね次のとおりである。 車両等の移動手段、寝袋、毛布、防寒着、ヘルメット、食料、飲料水、デジタルカメラ、ラジオ、衛星携帯電話、パソコン、用紙、筆記用具、マスク、消毒液、救急セット、懐中電灯、被災地の地図等	・コロナ感染症拡大防止のため消毒液を追記

北海道災害時応援・受援マニュアル（本　編）新旧対照表

頁	旧（平成３０年２月）	新（令和３年２月）	備　考
2－8	エ　市町村応援職員は、あらかじめ活動に必要な宿泊場所（避難所等を含む。）を確保するよう努めること。 ５（略）	エ　市町村応援職員は、あらかじめ活動に必要な宿泊場所（避難所等を含む。）を確保するよう努めること。 オ　新型コロナウイルスなど感染症の発生が懸念される状況下での市町村応援職員の派遣に当たっては、派遣前の検温、被災地での定期的な検温を実施する等、健康管理を徹底するよう努めること。また、派遣中は、定期的な手洗い・うがい、咳エチケット、マスク着用等の基本的な感染防止策を講じるよう努めること。 ５（略）	・新型コロナウイルス感染症対策について追記

北海道災害時応援・受援マニュアル（本　編）新旧対照表

頁	旧（平成３０年２月）	新（令和３年２月）	備　考
2－9			

第４章　都府県からの応援の受入れ

１　基本方針

（１）　応援のため都府県から派遣される職員（以下「都府県応援職員」という。）による人的応援の申し出の受付は、他で取扱いが定まっているものを除き、応援・受援班が担当する。

（２）　都府県への人的応援の要請は、他で取扱いが定まっているものを除き、応援・受援班が担当する。

（３）　応援・受援班は、応援の要請等に当たり、「大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定実施細目」（第４編　資料編　4-26頁）で定めるカバー（支援）県等から派遣を受けた連絡調整員との連絡調整に十分配慮する。

２　受入れが想定される業務

大規模災害発生直後に都府県応援職員が担うと想定される主な業務並びに担当部及び担当課等は、次のとおりである。

	業　務	担当部	担当課等
1	指揮室の支援業務に関すること。	総務部	危機対策課
2	避難所の運営等の応援に関すること。		危機対策課
3	災害時の給水計画に関すること。	環境生活部	環境政策課
4	水道施設の復旧に関すること。		環境政策課
5	災害廃棄物の処理に関すること。		循環型社会推進課
6	家庭動物の収容調整に関すること。		生物多様性保全課
7	福祉避難所の運営等の応援に関すること。	保健福祉部	総務課
8	被災者に対する健康管理（保健指導及び栄養指導等）に関すること。		総務課
9	エネルギー関係の被害状況の把握及び連絡調整に関すること。	経済部	環境・エネルギー室
10	農地・農業用施設災害復旧事業に関すること。	農政部	農村整備課
11	公共土木施設の災害応急対策に関すること。	建設部	河川砂防課
12	土砂災害危険箇所の緊急点検に関すること。		河川砂防課
13	被災宅地の危険度判定に関すること。		都市計画課
14	建築物の応急危険度判定活動に関すること。		建築指導課

３　都府県応援職員の受入れ

（１）　応援・受援班が調整を行う業務（２の表１～７及び９～12）

ア　都府県からの人的応援の申し出は、応援・受援班が受け付ける。

イ　応援・受援班は、都府県応援職員による人的応援の申し出に当たっては、概ね１週間以上の長期間の応援の申し出を優先して受け付ける。ただし、指揮室長が必要と認めるときは、この限りでない。

ウ　応援・受援班がアの申し出を受け付けたときは、指揮室副室長は、当該申し出に係る業務を所管する担当部の長に対し、意見照会を行う。

エ　担当部の長は、ウの照会を受けたときは、担当課等に状況の確認等を行い、意見を指揮室長に回答する。

第４章　都府県からの応援の受入れ

１　基本方針

（１）　「大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定」（第４編　資料編　4-20頁。以下「８道県協定」という。）及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（第４編　資料編　4-12頁。（以下「全国協定」という。）並びに総務省「応急対策職員派遣制度」に基づく人的応援の要請及び受入れは応援受援・輸送調達班が担当する。

（２）（１）によるほか、都府県及び都府県内市町村からの応援の申し出及び受入れは、他で取扱いが定まっているものを除き、応援受援・輸送調達班が担当する。

（３）　（削除）

２　受入れが想定される業務

大規模災害発生直後に、都府県及び都府県市町村から派遣される職員（以下「都府県応援職員」という。）が担うと想定される主な業務並びに担当部及び担当課等は、次のとおりである。

＜応援受援・輸送調達班が調整を行う業務＞

	業　務	担当部	担当課等
1	市町村の災害対策本部又は道庁指揮室の支援業務に関すること。	総務部	危機対策課
2	避難所の運営等の応援に関すること。		危機対策課
3	罹災証明発行に関すること（住家被害認定調査を含む。）		危機対策課
4	災害時の給水計画に関すること。	環境生活部	環境政策課
5	水道施設の復旧に関すること。		環境政策課
6	災害廃棄物の処理に関すること。		循環型社会推進課
7	家庭動物の収容調整に関すること。		自然環境課
8	福祉避難所の運営等の応援に関すること。	保健福祉部	総務課
9	エネルギー関係の被害状況の把握及び連絡調整に関すること。	経済部	環境・エネルギー課
10	農地・農業用施設災害復旧事業に関すること。	農政部	農村整備課
11	放流用種苗の確保及び種苗生産施設復旧対策に関すること。	水産林務部	水産振興課
12	漁場施設復旧対策に関すること。		
13	林業用施設（林道・林業専用道）の復旧対策に関すること。		森林整備課
14	公共土木施設の災害応急対策に関すること。	水産林務部 建設部	治山課 河川砂防課

＜担当部が調整を行う業務＞

	業　務	担当部	担当課等
1	被災者に対する健康管理（保健指導及び栄養指導等）に関すること。	保健福祉部	総務課
2	被災宅地の危険度判定に関すること。	建設部	都市計画課
3	建築物の応急危険度判定活動に関すること。		建築指導課
4	土砂災害危険箇所の緊急点検に関すること		河川砂防課

備考：

・「８道県協定」、「全国協定」及び「応急対策職員派遣制度」の記載を追記

・３（３）と重複するため削除

・都府県応援職員の定義を追記

・応援受援・輸送調達班が行う業務と担当部が調整を行う業務に分類

・胆振東部地震等の派遣実績による業務の追加

・機構改正による担当課の変更等

・応援受援・輸送調達班が行う業務と担当部が調整を行う業務に修正

北海道災害時応援・受援マニュアル（本　編）新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>旧（平成３０年２月）</th><th>新（令和３年２月）</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>
オ　エの回答内容を踏まえ、指揮室長は職員の受入れの可否等を決定し、応援・受援班は派遣者の調整を行うとともに、人的応援の申し出を行った都府県に文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。

〈基本フロー図〉
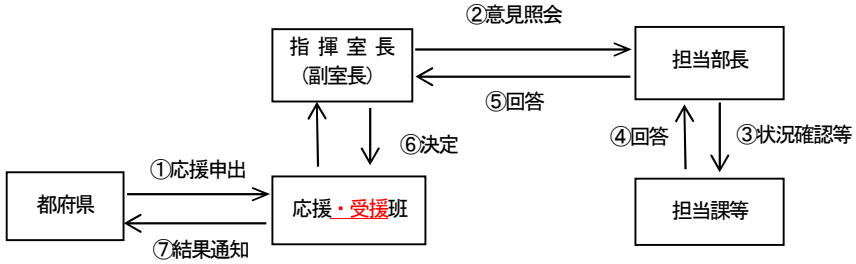

（２）　担当部が調整を行う業務（２の表８、13及び14）
都府県からの人的応援の申し出は、担当部において、別途定める要綱等に基づき、受入れに係る調整を行う。

２－10　４　北海道・東北８道県への応援の要請
（１）　応援・受援班は、本部長が必要と認めるときは、「大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定」（第４編　資料編　4-22頁。以下「８道県協定」という。）に基づき、次に掲げるカバー（支援）県に対して、その順位に従い、人的応援の要請を行う。
<table>
<tr><th>順位</th><th>カバー（支援）県</th><th>部局名</th><th>課名</th><th>無線電話</th><th>ＮＴＴ電話</th><th>ＦＡＸ</th></tr>
<tr><td>1</td><td>青森県</td><td>総務部</td><td>防災消防課</td><td>02－221</td><td>017－734－9088</td><td>017－722－4867</td></tr>
<tr><td>2</td><td>岩手県</td><td>総務部</td><td>総合防災室</td><td>03－16</td><td>019－629－5174</td><td>019－629－5174</td></tr>
<tr><td>3</td><td>秋田県</td><td>総務部</td><td>総合防災課</td><td>05－11</td><td>018－860－4563</td><td>018－824－1190</td></tr>
</table>
（２）　（１）の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により又はカバー（支援）県から派遣された連絡調整員を通じて行う。この場合において、応援・受援班は、後日、当該事項を記載した文書をカバー（支援）県に提出する。
ア　～　オ（略）
</td><td>
３　北海道・東北８道県への応援の要請
（１）　応援受援・輸送調達班は、本部長が必要と認めるときは、「８道県協定」に基づき、「大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定実施細目」（第４編　資料編　4-24頁）で定める次に掲げるカバー（支援）県に対して、その順位に従い、人的応援の要請を行う。
<table>
<tr><th>順位</th><th>カバー（支援）県</th><th>部局名</th><th>課名</th><th>無線電話</th><th>ＮＴＴ電話</th><th>ＦＡＸ</th></tr>
<tr><td>1</td><td>青森県</td><td>総務部</td><td>防災危機管理課</td><td>02－221</td><td>017－734－9088</td><td>017－722－4867</td></tr>
<tr><td>2</td><td>岩手県</td><td>総務部</td><td>総合防災室</td><td>03－16</td><td>019－629－5165</td><td>019－629－5174</td></tr>
<tr><td>3</td><td>秋田県</td><td>総務部</td><td>総合防災課</td><td>05－11</td><td>018－860－4563</td><td>018－824－1190</td></tr>
</table>
（２）　（１）の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により又はカバー（支援）県から派遣された連絡調整員を通じて行う。この場合において、応援受援・輸送調達班は、後日、当該事項を記載した文書をカバー（支援）県に提出する。
ア　～　オ（略）
（３）連絡調整員への配慮
カバー（支援）県から連絡調整員の派遣を受けたときは、当該連絡調整員との連絡調整を円滑に行うため、次の対応を行う。
ア　統括班は、本部本部員会議への連絡調整員の出席又は陪席の対応を行う。
イ　総務・庶務班は、指揮室等における連絡調整員の活動場所を確保する。
</td><td>
・「８道県協定実施細目について追記

・課名及び電話番号の修正

・班名の変更による修正

・７から移動及び班名の変更による修正
</td></tr>
</table>

北海道災害時応援・受援マニュアル（本　編）新旧対照表

頁	旧（平成３０年２月）	新（令和３年２月）	備　考
2－10	**5　ブロック間応援の要請** （1）　応援・受援班は、本部長が必要と認めるときは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（第４編　資料編　4-12頁。以下「全国協定」という。）及び８道県協定に基づき、北海道東北ブロックの幹事県（北海道東北地方知事会の会長道県）を通じてブロック間応援の要請を行う。なお、幹事県が被災により、ブロック間応援の要請を行うことができないときは、北海道東北地方知事会の副会長道県を通じて要請を行う。 団　体 ／ 無線電話 ／ ＮＴＴ電話 ／ ＦＡＸ 1 幹事県 ／ 北海道総務部危機対策局危機対策課 ／ 01－11 ／ 011－204－5008 ／ 011－231－4314 2 副会長道県 ／ 青森県総務部防災消防課 ／ 02－221 ／ 017－734－9088 ／ 017－722－4867 3 副会長道県 ／ 新潟県防災局危機管理課 ／ 15－11 ／ 025－282－1638 ／ 025－282－1638 参考 ／ 茨城県生活環境部防災・危機管理局防災・危機管理課（関東ブロック幹事都県） ／ 08－612 ／ 029－301－2885 ／ 029－301－2898 参考 ／ 全国知事会 ／ － ／ 03－5212－9131 ／ 03－5210－9129	**4　全国協定に基づく広域応援の要請** （1）　応援受援・輸送調達班は、本部長が必要と認めるときは、全国協定に基づき、北海道東北ブロックの幹事県を通じて広域応援の要請を行う。なお、幹事県が被災により、広域応援の要請を行うことができないときは、北海道東北地方知事会の副会長道県を通じて要請を行う。 団　体 ／ 無線電話 ／ ＮＴＴ電話 ／ ＦＡＸ 1 幹事県 ／ 青森県総務部危機管理課 ／ 02－221 ／ 017－734－9088 ／ 017－722－4867 2 副会長道県 ／ 宮城県総務部危機対策課 ／ 04 － 8 － 2375 ／ 022－211－2375 ／ 022－211－2398 参考 ／ 全国知事会 ／ － ／ 03－5212－9131 ／ 03－5212－9129	・５から移動及び班名の変更による修正 ・幹事県及び副会長県の変更による修正
2－11	（2）（1）の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により又はカバー（支援）県から派遣された連絡調整員を通じて行う。この場合において、応援・受援班は、後日、当該事項を記載した文書を当該要請を行った団体に提出する。 ア　職員の派遣を必要とする業務並びに派遣を希望する職員の職種及び人員 イ　職員の活動場所及び活動場所への経路 ウ　派遣を希望する期間 エ　道内の被害状況 オ　その他必要と認められる事項 （3）　応援・受援班は、（1）の要請をしたときは、速やかにその旨を全国知事会に連絡する。	（2）（1）の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、電話、ファクリミリ等により行う。この場合において、応援受援・輸送調達班は、後日、当該事項を記載した文書を当該要請を行った機関に提出する。 ア　職員の派遣を必要とする業務並びに派遣を希望する職員の職種及び人員 イ　職員の活動場所及び活動場所への経路 ウ　派遣を希望する期間 エ　道内の被害状況 オ　その他必要と認められる事項 （3）削除	・班名の変更による修正
	6　広域応援の要請 （1）　応援・受援班は、本部長が必要と認めるときは、全国協定に基づき、北海道東北ブロックの幹事県を通じて広域応援の要請を行う。なお、幹事県が被災により、広域応援の要請を行うことができないときは、北海道東北地方知事会の副会長道県を通じて要請を行う。 機　関 ／ 無線電話 ／ ＮＴＴ電話 ／ ＦＡＸ 1 幹事県 ／ 北海道総務部危機対策局危機対策課 ／ 01－11 ／ 011－204－5008 ／ 011－231－4314 2 副会長道県 ／ 青森県総務部防災消防課 ／ 02－221 ／ 017－734－9088 ／ 017－722－4867 3 副会長道県 ／ 新潟県防災局危機管理課 ／ 15－11 ／ 025－282－1638 ／ 025－282－1638 参考 ／ 全国知事会 ／ － ／ 03－5212－9131 ／ 03－5210－2020	**5　応急対策職員派遣制度に基づく市町村への応援職員の派遣** （1）北海道東北ブロック内の応援職員の派遣の要請及び受入れ（第１段階支援） ア　応援受援・輸送調達班は、道及び道内市町村による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、北海道東北ブロック幹事道県を通じて北海道東北ブロック内の県及び市町村に対し、道内被災市町村への応援職員の派遣について協力を依頼する。 イ　アの協力の依頼は、次に掲げる事項を記載した文書を提出して行う。 ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行い、後日文書を提出する。 （ア）　被災市町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。） （イ）　（ア）に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項 ウ　応急対策職員派遣制度に基づき総務省及び全国知事会等関係団体で構成される被災市区町村応援職員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）及び被災市区町村応援職員確保現地調整会議（「以下現地調整会議」という。）による対口支援団体を決定するに当たっての協議は、応援受援・輸送調達班が担当する。 エ　応援受援・輸送調達班は、対口支援団体が決定された場合は、被災市町村に対し現地調整会議で決定した事項を速やかに連絡する。 （2）全国の地方公共団体による応援職員の派遣の要請及び受入れ（第２段階支援） ア　対口支援団体による応援職員の派遣では対口支援を行う被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合、全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第２段階支援）の必要性に関する確保調整本部等との協議は、応援受援・輸送調達班が担当する。 イ　応急対策職員派遣制度に基づく確保調整本部による第２段階支援の調整結果の連絡は、応援受援・輸送調達班が受け、被災市町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。	・応急対策職員派遣制度の取扱について追記

北海道災害時応援・受援マニュアル（本　編）新旧対照表

頁	旧（平成３０年２月）	新（令和３年２月）	備　考
	（２）（１）の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、電話、ファクリミリ等により行う。この場合において、応援・受援班は、後日、当該事項を記載した文書を当該要請を行った機関に提出する。 ア　職員の派遣を必要とする業務並びに派遣を希望する職員の職種及び人員 イ　職員の活動場所及び活動場所への経路 ウ　派遣を希望する期間 エ　道内の被害状況 オ　その他必要と認められる事項	（３）総括支援チームの派遣 ア　応援受援・輸送調達班は、被災市町村から、応急対策職員派遣制度に基づく総括支援チームの派遣要請があった場合は、直ちに確保調整本部（確保調整本部設置前にあっては総務省）に対し、要請する。 イ　アによる要請は、その旨を記載した文書を提出して行う。ただし、文書を提出するいとまがない場合には、電話等により行い、後日文書を提出する。 ウ　アのほか、応援受援・輸送調達班は、必要に応じて、確保調整本部等に災害マネジメント総括支援員の派遣について協力を依頼する。	
2－12	**７　連絡調整員への配慮** カバー（支援）県から連絡調整員の派遣を受けたときは、当該連絡調整員との連絡調整を円滑に行うため、次の対応を行う。 （１）統括班は、本部本部員会議への連絡調整員の出席又は陪席の対応を行う。 （２）庶務班は、指揮室等における連絡調整員の活動場所を確保する。	**６　対口支援団体や災害マネジメント総括支援員との連携** ア　道は、被災市町村に連絡要員を派遣する等により、都府県応援職員の派遣に関する支援（対口支援団体との連携を含む。）及び被災市町村が行う災害マネジメントに関する支援（応急対策職員派遣制度に基づく総括支援チームが派遣されている場合には、当該総括支援チームとの連携を含む。）を行う。 イ　道は、対口支援団体の決定後に道内市町村による被災市町村への応援職員の派遣の調整を行う場合には、対口支援団体と協議の上行う。 **７　都府県応援職員の受入れ** （１）　３から５まで及び他で取扱いが定まっているもののほか、都府県から独自に人的応援の申し出があった場合は、応援受援・輸送調達班が受け付ける。 （２）　応援受援・輸送調達班は、都府県応援職員による（１）の申し出に当たっては、概ね１週間以上の長期間の応援の申し出を優先して受け付ける。ただし、指揮室長が必要と認めるときは、この限りでない。 （３）　応援受援・輸送調達班が（１）の申し出を受け付けたときは、指揮室副室長は、当該申し出に係る業務を所管する担当部長に対し、意見照会を行う。 （４）　担当部長は、（３）の照会を受けたときは、担当課等に状況の確認等を行い、意見を指揮室長に回答する。 （５）　（４）の回答内容を踏まえ、指揮室長は職員の受入れの可否等を決定し、応援受援・輸送調達班は派遣者の調整を行うとともに、人的応援の申し出を行った都府県に文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。 〈基本フロー図〉 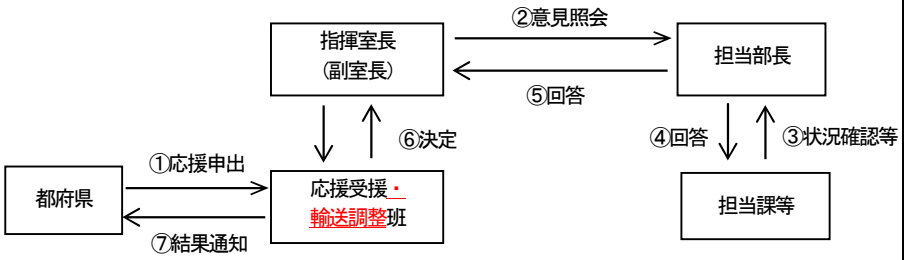 （６）　担当部が調整を行う業務（２の表１～４） 都府県からの人的応援の申し出は、担当部において、別途定める要綱等に基づき、受入れに係る調整を行う。	・３から移動 ・班名の変更による修正 ・３の（２）から移動

北海道災害時応援・受援マニュアル（本　編）新旧対照表

頁	旧（平成３０年２月）	新（令和３年２月）	備　考
2－13	**８　都府県応援職員への要請** 本部長は、職員を派遣する都府県に対し、次に掲げる事項に配慮するよう要請する。 （1）都府県応援職員は、被災地の負担とならないよう、自己完結型で活動するよう努めること。 （2）都府県応援職員は、応援都府県名を表示する腕章を着用する等、その身分を明らかにすること。 （3）都府県応援職員は、災害の状況、活動期間等に応じ、当座の食料、被服、事務用品等を携行するよう努めること。この場合において、想定される携行品は、概ね次のとおりである。 車両等の移動手段、寝袋、毛布、防寒着、ヘルメット、食料、飲料水、デジタルカメラ、ラジオ、衛星携帯電話、パソコン、用紙、筆記用具、マスク、救急セット、懐中電灯、被災地の地図、原子力災害用資機材等 （4）　都府県応援職員は、あらかじめ活動に必要な宿泊場所（避難所等を含む。以下この章において同じ。）を確保するよう努めること。この場合において、応援・受援班は、必要に応じて総合振興局・振興局地域創生部地域政策課と連携して、都府県応援職員の宿泊場所及び駐車場をあっせんするとともに、道内の被害状況その他の活動に必要な情報を提供する。 **９　都府県応援職員への配慮** 担当課等は、必要に応じ都府県応援職員の活動に必要な物品等を供与するよう努める。 **10　費用負担** 他で取扱いが定まっているものを除き、８道県協定または全国協定に基づき、決定する。	**８　都府県応援職員への要請** 本部長は、職員を派遣する都府県及び都府県市町村に対し、次に掲げる事項に配慮するよう要請する。 （1）都府県応援職員は、被災地の負担とならないよう、自己完結型で活動するよう努めること。 （2）都府県応援職員は、応援都府県名等を表示する腕章を着用する等、その身分を明らかにすること。 （3）都府県応援職員は、災害の状況、活動期間等に応じ、当座の食料、被服、事務用品等を携行するよう努めること。この場合において、想定される携行品は、概ね次のとおりである。 車両等の移動手段、寝袋、毛布、防寒着、ヘルメット、食料、飲料水、デジタルカメラ、ラジオ、衛星携帯電話、パソコン、用紙、筆記用具、マスク、消毒液、救急セット、懐中電灯、被災地の地図、原子力災害用資機材等 （4）　都府県応援職員は、あらかじめ活動に必要な宿泊場所（避難所等を含む。以下この章において同じ。）を確保するよう努めること。この場合において、応援受援・輸送調達班は、必要に応じて総合振興局・振興局地域創生部地域政策課と連携して、都府県応援職員の宿泊場所及び駐車場をあっせんするとともに、道内の被害状況その他の活動に必要な情報を提供する。 （5）　新型コロナウイルスなど感染症の発生が懸念される状況下での都府県応援職員の派遣に当たっては、派遣前の検温、被災地での定期的な検温を実施する等、健康管理を徹底するよう努めること。また、派遣中は、定期的な手洗い・うがい、咳エチケット、マスク着用等の基本的な感染防止策を講じるよう努めること。 **９　都府県応援職員への配慮** 担当課等は、必要に応じ都府県応援職員の活動に必要な物品等を供与するよう努める。 **10　費用負担** 他で取扱いが定まっているものを除き、８道県協定及び全国協定並びに応急対策職員派遣制度に関する要綱に基づき、決定する。	・都府県市町村を追記 ・コロナ感染症拡大防止のため消毒液を追記 ・班名の変更による修正 ・新型コロナウイルス感染症対策について追記 ・応急対策職員派遣制度を追記

北海道災害時応援・受援マニュアル（本　編）新旧対照表

頁	旧（平成３０年２月）	新（令和３年２月）	備　考
2－14	**第５章　災害ボランティアの受入れ** **１　基本方針** （１）災害ボランティア活動の状況把握や把握している被災者ニーズの提供などの連絡調整は、北海道社会福祉協議会を通じ、避難者対策班が担当する。 （２）（略） **２　災害ボランティアの受入れ** 被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営に当たっては、道、市町村、北海道災害ボランティアセンター（北海道社会福祉協議会）、市町村社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。 〈フロー図〉 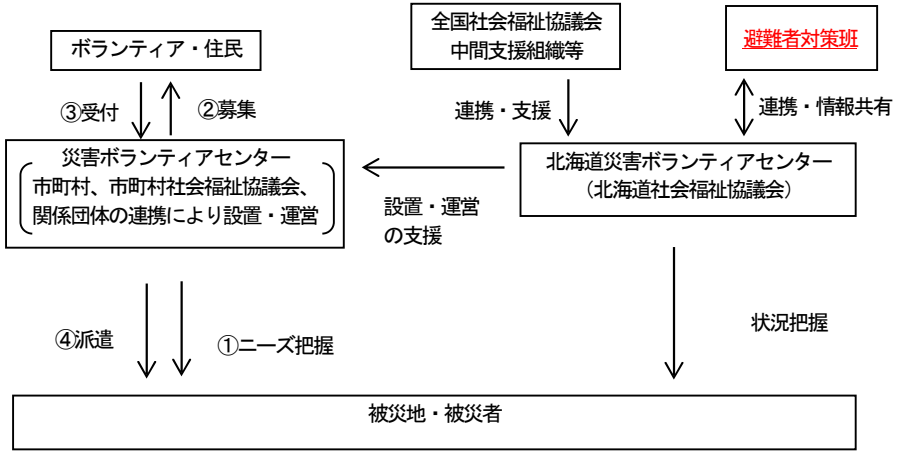 ３　（略） ４　（略）	**第５章　災害ボランティアの受入れ** **１　基本方針** （１）災害ボランティア活動の状況把握や把握している被災者ニーズの提供などの連絡調整は、北海道社会福祉協議会を通じ、応援受援・輸送調達班が担当する。 （２）（略） **２　災害ボランティアの受入れ** 被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営に当たっては、道、市町村、北海道災害ボランティアセンター（北海道社会福祉協議会）、市町村社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。 〈フロー図〉 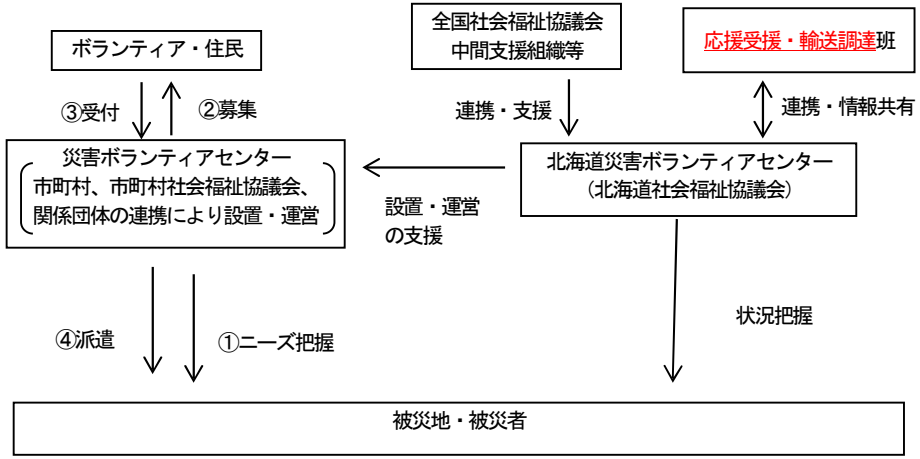 ３　（略） ４　（略）	・「北海道災害対策本部運営要領」改正に伴う指揮室構成の変更による班名及び担当業務の修正。 ・班名の変更による修正

北海道災害時応援・受援マニュアル（本　編）新旧対照表

頁	旧（平成３０年２月）	新（令和３年２月）	備　考
2-16	**第６章　支援物資の受入れ・輸送** **１　基本方針** （１）　支援物資の受入れや配分などは、指揮室長の指示のもと指揮室避難者対策班が担当し、その輸送等に係る関係機関との調整については、応援・受援班が担当する。 （２）　支援物資の受入れに当たっては、形状やサイズなどの情報も含めた在庫管理を行うとともに、被災地への支援物資の輸送状況の把握に努める。 （３）　物資集積拠点における支援物資の管理・仕分けに当たっては、道が協定を締結している各地区の倉庫協会等と連携のうえ、効率的な管理に努める。 （４）　支援物資の輸送に当たっては、道が協定を締結している運送事業者等と連携のうえ、迅速かつ効率的な輸送に努める。	**第６章　支援物資等の受入れ・輸送** **１　基本方針** （１）　支援物資の受入れや配分及びその輸送等に係る関係機関との調整については、指揮室長の指示のもと応援受援・輸送調達班が担当することとし、指揮室内で情報共有を行う。 （２）　支援物資の受入れに当たっては、形状やサイズなどの情報も含めた在庫管理を行うとともに、被災地への支援物資の輸送状況の把握に努める。 （３）　物資集積拠点における支援物資の管理に当たっては、道が協定を締結している各地区の倉庫協会等と連携のうえ、効率的な管理に努める。 （４）　支援物資の輸送に当たっては、道が協定を締結している運送事業者等と連携のうえ、迅速かつ効率的な輸送に努める。 （５）　被災市町村への支援物資の提供にあたっては、応援受援・輸送調達班において次のとおり対応すること。 ・　国からのプッシュ型支援に加え、自衛隊による支援物資の提供、民間企業等からの無償提供や有償での斡旋など、様々な支援が想定されることから、提供者から申出を受ける際は、物資に係る経費負担の有無に加え、提供者による輸送手段の有無及び輸送に係る経費負担の有無について事前に確認する。 ・　被災市町村への支援物資の情報提供にあたっては、経費負担の有無について明示する。 　また、被災市町村から物資の要請を受ける際は、経費の負担について確認する。 ・支援物資の調整においては、被災市町村の物資拠点までの輸送や積み卸し作業についての役割分担及び経費負担を明確にし、物資供給事業者、運送事業者、倉庫業者、市町村等の関係者と共有する。 （６）　支援物資の受入れ、在庫管理、輸送を効率的に行うため、必要に応じて指揮室に、トラック協会等の専門家を招集する。 （７）　道及び市町村は、備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムに予め登録し、備蓄量等を管理するとともに、発災時には、原則として当該システムを活用し、国、道、市町村、物資供給事業者、運送事業者等と物資の流通を管理できるよう、日頃から操作の習熟に努める。	・班名の変更による修正及び北海道胆振東部地震災害検証における提言を反映 ・北海道胆振東部地震災害検証における提言を反映 ・令和２年４月に内閣府が運用開始したシステムについて追記
	２　想定される物資の支援形態 （１）　道が締結している協定に基づく企業や団体等からの支援 （２）　国からのプッシュ型の支援 （３）　協定に基づかない企業や団体、個人等からの支援	**２　想定される物資の支援形態** （１）　道が締結している協定に基づく企業や団体等からの支援 （２）　国からのプッシュ型の支援 （３）　協定に基づかない企業や団体等からの支援 ※　管理が困難であるため、原則、個人による小口の支援物資は受け付けないものとする。	・胆振東部地震の対応等を踏まえ追記
2―17	**３　必要とされる支援物資** （１）（略） （２）　食料以外の支援物資 ア　大規模災害時に必要となることが想定される食料以外の支援物資は、概ね次のとおりである。なお、調達に当たっては、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮するとともに、女性用品等性別の違いにも配慮する。	**３　必要とされる支援物資** （１）（略） （２）　食料以外の支援物資 ア　大規模災害時に必要となることが想定される食料以外の支援物資は、概ね次のとおりである。なお、調達に当たっては、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮するとともに、女性用品等性別の違いにも配慮する。	・コロナ感染症拡大防止等に伴う支援物資の見直しによる追記

北海道災害時応援・受援マニュアル（本　編）新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>旧（平成３０年２月）</th><th>新（令和３年２月）</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>2－18</td><td>
<table>
<tr><th>区　分</th><th>支　援　物　資</th></tr>
<tr><td>外衣</td><td>洋服、作業衣、子供服等</td></tr>
<tr><td>肌着</td><td>シャツ、パンツ等の下着類</td></tr>
<tr><td>寝具</td><td>タオルケット、毛布、布団等</td></tr>
<tr><td>身回品</td><td>タオル、手ぬぐい、靴下、運動靴、サンダル、傘等</td></tr>
<tr><td>炊事用具</td><td>なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等</td></tr>
<tr><td>食器</td><td>はし、茶わん、皿等</td></tr>
<tr><td>日用品</td><td>紙おむつ、石鹸、ティッシュ、トイレットペーパー、歯ブラシ等</td></tr>
<tr><td>光熱材料</td><td>マッチ、ローソク、木炭、灯油、プロパンガス等</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>医薬品、暖房器具、カイロ等</td></tr>
</table>
イ　（略）

４　物資集積拠点等
（１）応援・受援班は、道との協定に基づき、道内各地区の倉庫協会から提供を受ける倉庫等のうち、発災後の状況等に応じて選定した地域の倉庫等を物資集積拠点に位置づける。
（２）応援・受援班は、物資集積拠点における物資の仕分け等のため、必要に応じ、職員等の派遣を行うとともに、避難者対策班と連携し、災害ボランティアの活用についても検討する。
（３）物資集積拠点となり得る倉庫等について、倉庫の面積、天井までの高さ、トラック等が乗り入れる荷受け場所の広さ等、道は日頃より、円滑な物資輸送のための必要な情報の収集に努める。
</td><td>
<table>
<tr><th>区　分</th><th>支　援　物　資</th></tr>
<tr><td>外衣</td><td>洋服、作業衣、子供服等</td></tr>
<tr><td>肌着</td><td>シャツ、パンツ等の下着類</td></tr>
<tr><td>寝具</td><td>段ボールベッド、タオルケット、毛布、布団等</td></tr>
<tr><td>身回品</td><td>タオル、手ぬぐい、靴下、運動靴、サンダル、傘等</td></tr>
<tr><td>炊事用具</td><td>なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等</td></tr>
<tr><td>食器</td><td>はし、茶わん、皿等</td></tr>
<tr><td>日用品</td><td>紙おむつ、石鹸、ティッシュ、トイレットペーパー、歯ブラシ等</td></tr>
<tr><td>光熱材料</td><td>懐中電灯、乾電池、マッチ、ローソク、木炭、灯油、プロパンガス等</td></tr>
<tr><td>衛生用品</td><td>マスク、消毒液等</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>パーティション、医薬品、暖房器具、カイロ等</td></tr>
</table>
イ　（略）

４　物資集積拠点等
（１）応援受援・輸送調達班は、道との協定に基づき、道内各地区の倉庫協会から提供を受ける倉庫等のうち、発災後の状況等に応じて選定した地域の倉庫等を物資集積拠点に位置づける。
（２）応援受援・輸送調達班は、物資集積拠点における連絡調整等のため、必要に応じ、職員等の派遣を行うとともに、災害ボランティアの活用についても検討する。
（３）物資集積拠点となり得る倉庫等について、倉庫の面積、天井までの高さ、トラック等が乗り入れる荷受け場所の広さ等、道は日頃より、円滑な物資輸送のための必要な情報の収集に努める。
（４）発災後、必要に応じ、市町村における物資集積拠点の面積、天井までの高さ、トラック等が乗り入れる荷受け場所の広さ等の情報提供について、国や倉庫業界等関係団体に協力を求めるものとする。
（５）支援物資の輸送や集積に加え、復旧・復興活動の拠点となり得る道の駅について、設置者である市町村をはじめ関係機関と連携しながら、活用に向けた取組を進める。
なお、活用が期待される道の駅は、災害時の影響を受けにくい立地条件や、支援物資の受入れ、集積など輸送態勢の構築に十分なスペースの有無などを考慮する必要があり、例として次の施設が挙げられる。
（参考）道の駅一覧
・ハウスヤルビ奈井江
・ニセコビュープラザ
・あっさぶ
・樹海ロード日高
・もち米の里　なよろ
・てしお
・さるふつ公園
</td><td>・コロナ感染症拡大防止等に伴う支援物資の見直しによる追記

・班名の変更による修正

・胆振東部地震の対応等を踏まえ追記
・建設部道路課が所管している「北海道地方 新広域道路交通計画」（案）に防災道の駅候補が規定されることから、追記</td></tr>
</table>

北海道災害時応援・受援マニュアル（本　編）新旧対照表

頁	旧（平成３０年２月）	新（令和３年２月）	備　考
2－19	**５　支援物資の受入れ** （１）避難者対策班は、支援物資の提供者に対し、支援物資の規格、荷姿、数量等についての情報提供を受け、支援物資管理台帳に記録する。 （様式例）　支援物資管理台帳（第４編　資料編 4-43頁） （２）支援物資管理台帳には、基本情報として、物資集積拠点となりうる倉庫等の施設や避難所の住所、物資の受入搬入口の規格等の情報を記載するものとし、道は、日頃からこれらの情報の収集や整理に努める。 （３）物資集積拠点における支援物資の受入・管理は、道が協定を締結している各地区の倉庫協会等と連携のうえ行う。 **６　支援物資の配分及び輸送** （１）受け付けた支援物資は、被災市町村からの要望等を踏まえ、避難者対策班が配分についての調整を行う。 （２）避難者対策班は、（１）の配分に基づき、輸送先や輸送する物資名、規格、数量等を支援物資管理台帳に記録する。 （３）応援・受援班は、運送事業者等関係機関に、輸送先、物資名、規格、数量等を記載した支援物資輸送出荷連絡票を交付する。 （様式例）　支援物資輸送出荷連絡票（第４編　資料編　4-48頁） （４）（略）	・遠軽森のオホーツク ・忠類 ・厚岸グルメパーク **５　支援物資の受入れ** （１）応援受援・輸送調達班は、支援物資の提供者に対し、支援物資の規格、荷姿、数量等についての情報提供を受け、支援物資管理台帳に記録する。 （様式例）　支援物資管理台帳（第４編　資料編 4-176頁） （２）支援物資管理台帳には、基本情報として、物資集積拠点となりうる倉庫等の施設や避難所の住所、物資の受入搬入口の規格等の情報を記載するものとし、道は、日頃からこれらの情報の収集や整理に努める。 （３）物資集積拠点における支援物資の受入・払出等の運用管理は、道が協定を締結している各地区の倉庫協会や運送事業者等と連携のうえ行う。 **６　支援物資の配分及び輸送** （１）受け付けた支援物資は、被災市町村からの要望等を踏まえ、応援受援・輸送調達班が配分についての調整を行う。 （２）応援受援・輸送調達班は、（１）の配分に基づき、輸送先や輸送する物資名、規格、数量等を支援物資管理台帳に記録する。 （３）応援受援・輸送調達班は、運送事業者等関係機関に、輸送先、物資名、規格、数量等を記載した支援物資輸送出荷連絡票を交付する。 （様式例）　支援物資輸送出荷連絡票（第４編　資料編　4-181頁） （４）（略）	・班名の変更による修正 ・胆振東部地震の対応等を踏まえ追記 ・班名の変更による修正
3－1	**第３編　北海道防災共通地図編** １（略） ２（略） ３（略） ４　主な表示情報 （１）防災関係機関 ア　～　ク（略） ケ（新規） （２）～（６）（略） （略）	**第３編　北海道防災共通地図編** １（略） ２（略） ３（略） ４　主な表示情報 （１）防災関係機関 ア　～　ク（略） ケ　拠点となりうる道の駅 （２）～（６）（略） （略）	・拠点となりうる道の駅を追記